様式第1号　（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

政府調達苦情申立書

栃木県政府調達苦情検討委員会　御中

住所 〒

（注１）

TEL FAX

住所 〒

TEL FAX

「政府調達に関する苦情の処理手続」５（１）の規定により、下記のとおり苦情を申し立てます。

記

１．苦情申立てに係る政府調達（注２）

入札公告番号 入札公告第 号（令和　年　月　日付栃木県公報）

調達機関

調達物品・サービス

２．苦情の原因となった事実を知った日（注３）

３．苦情申立ての趣旨（注４）

４．苦情申立ての理由（注５）

５．苦情申立てに係る調達機関との協議の有無及びその内容（注６）

協議をした

協議内容

協議をしていない

６．苦情申立ての公表・公示等に当たっての匿名希望の有無（注７）

匿名を希望する

匿名を希望しない

(裏面)

注１：申立人未記載の苦情申立ては受け付けません。

苦情申立人が法人の場合は、その住所及び氏名について、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

注２：栃木県公報公告がされていない調達については、調達機関名と、できるだけ具体的な調達物品名・サービス名を記載してください。

注３：「政府調達に関する苦情の処理手続」２（１）において「供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。」、同５（１）において「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから１０日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。」と定められています。

注４：委員会に対して求める判断を記載してください。

注５：政府調達協定等の規定の違反について、苦情の理由を具体的に記載するとともに、立証を要する事実で重要なもの及び証拠がある場合には、記載又は添付してください。

注６：「政府調達に関する苦情の処理手続」２（１）において、「供給者が、協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。」と定められています。

注７：苦情が申し立てられた場合、「政府調達に関する苦情の処理手続」８により、苦情の受付及び処理の状況が取りま　とめられ、苦情申立人の氏名等が公表されることとなっています。公表に当たっては、苦情申立人の氏名について匿名とすることも可能です。

また、苦情申立てが委員会によって受理された場合、「政府調達に関する苦情の処理手続」５（６）により、苦情申立人の氏名等が栃木県公報等に掲載されます。公示等に当たっては、苦情申立人の氏名について匿名とすることも可能です。

注８：苦情の申立てができる供給者については、「政府調達に関する苦情の処理手続」２（１）及び「政府調達に関する苦情の処理手続細則」１（１）を参照してください。

注９：苦情を事務局が受け付けた場合には、苦情番号が付されますので、万が一、苦情番号（栃検委第〇号）が確認

されない場合は事務局までお問い合わせください。